

委託契約書

委託業務の名称 PET-CT 補償サービス業務
委託期間 令和8年4月 1日 から
令和9年3月31日 まで
委託金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
※契約期間中に消費税率の変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

契約保証金

地方独立行政法人宮城県立病院機構 宮城県立がんセンター（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇（以下「受注者」という。）とは、宮城県立がんセンターの PET-CT 補償サービス業務を委託することについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、別紙により、頭書の委託金額で頭書の委託期間に頭書の委託業務を行うものとする。

2 前項に明記されていない事項が生じたときは、発注者受注者協議して決めるものとする。

（権利業務の譲渡の禁止）

第2条 受注者は、契約によって生ずる権利、業務を第三者に譲渡し、または承継してはならない。

（再委託の禁止）

第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、あるいは請負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第4条 発注者は、必要に応じ委託業務の処理状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めるとともに、その業務の実施について必要な指示をすることができる。

（業務内容の変更）

第5条 発注者は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、または、委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託金額または履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して決めるものとする。

（履行期限の延長）

第6条 受注者は、受注者の責めに帰することができない理由により、履行期限まで委託業務を完了することができないと明らかになったときは、発注者に対してその理由を付し、履行期限の延長を求めるができるものとする。ただし、延長の日数は、発注者受注者協議して決めるものとする。

（損害による必要経費の負担）

第7条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して決めるものとする。

（委託金額の支払）

第8条 受注者は、業務完了の都度、発注者による確認をうけた後、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、納品書・請求書を受理した月の翌月末までに、受注者に委託料を支払うも

のとする。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

(履行期限遅滞の違約金)

第10条 受注者は、その責めに帰する理由により、履行期限まで委託業務を完了することができない場合は、発注者に対し、委託金について遅滞の日数に応じ年3.0%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の場合この契約を解除することができるものとする。

(1) 受注者の責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないと認めたとき。

(2) 受注者がこの契約に違反し、または不完全な履行をしたとき。

2 前項の場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、また、これに関する一切の責めを負わないものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第12条 発注者および受注者は、自らが暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」にいう暴力団及びその関係団体等をいう）、総会屋をはじめとして脅迫又は威力等により違法・不当な利益の獲得を図るもの並びにそれらの関係者等（以下併せて「反社会的勢力」という。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証するものとする。

2 発注者および受注者は、前項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

3 発注者又は受注者は、相手方が本条に違反し、本条の表明保証に反する事実が発覚（報道されたことを含む。）した場合は、発注者又は受注者は何ら催告をせずに、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

4 発注者又は受注者は、相手方が本条に違反した場合、解除の有無にかかわらず相手方は本契約に基づく一切の債務につき期限の利益を失い、相手方に損害賠償請求をすることができる。

(その他)

第13条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度発注者受注者協議して決めるものとする。

2 本契約は、年度開始（予算成立）前に契約の手続きを進めているものであり、この発注案件に係る歳出予算が不成立となったときは、契約を解除する。

(個人情報の保護)

第14条 受注者は、この契約の事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和　年　月　日

発注者　　宮城県名取市愛島塩手字野田山47の1
地方独立行政法人宮城県立病院機構
宮城県立がんセンター
総長　　山田　秀和

受注者